

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 31 年 3 月 18 日付け 30 河第 202 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、以下に掲げる部分については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

< 開示すべき部分 >

1 ページ「【要旨】」の 10 行目及び 16 行目から 17 行目まで
注）「【要旨】」を 1 行目とする。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 30 年 10 月 22 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「佐々町に付与されているかんがい用水利権（東部灌排水利権）について、平成 24 年 3 月 31 日までとする許可期間の更新手続きを行うにあたり、更新の申請前・後に県北振興局と佐々町間で行った打ち合わせや協議等（以下「本件協議」という。）の経過や内容を明らかにする協議録などの文書（以下「本件文書」という。）」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 31 年 3 月 18 日付けで（当初平成 30 年 12 月 19 日付けで決定を行っていたが、根拠に不備があったため、取り消したうえで改めて決定した。）、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 31 年 4 月 15 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見陳述書等において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第5号の該当性について、実施機関が主張する不開示の理由から条文にはある「不当に」等の文言がはずされていたり、条文の規定にはない「今後の意思決定に支障を来すおそれ」については意図的に捏造していることが窺われることから、同号に規定するおそれには該当せず正当な理由ではない。

実施機関は、本件協議の内容について最終的な意思決定が行われていない情報というが、東部灌排水利権が本件協議から6年余も経過した現時点でも同号に該当するというのは詭弁である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について、条文には存在しない「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ」等の文言を捏造しており、第6号に該当するおそれに該当しないのは明らかで正当な理由とはいえないから、本件処分は違法である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第5号の該当性

本件文書の不開示部分は、県、他の地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、最終的な意思決定が行われていない情報であり、これを公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせたり、今後の意思決定に支障を来すおそれがある。

本件処分の不開示理由について、条例に記載する文言を省略したり、実際の内容について説明したものであり、条例の捏造や不開示の範囲を広げる意図はなく、理由付記の不備には当たらない。

(2) 条例第7条第6号の該当性

本件文書の不開示部分は、県が行う水利権許可事務に関する情報であって、

公にすることにより、関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本件処分の不開示理由について、「関係者との信頼関係及び協力関係が損なわれ」とは条文中の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のその他の内容を説明したものであり、条例を改変・捏造したものではない。

(3) 過去の審査請求について

本件文書については、平成 24 年 5 月 7 日付けで同審査請求人による開示請求を受け、条例第 7 条第 5 号及び同第 6 号（当時は同条第 4 号及び第 5 号）により不開示決定としたところ、異議申し立てがあり、長崎県情報公開審査会へ諮問し、一部開示すべき部分を除き妥当であると判断され、平成 25 年 1 月 4 日に部分開示を行った。今回、これを踏まえて本件処分を行ったものであり、当該事務については当時から状況の変化がないことから本件処分には違法性は認められない。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第 7 条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第 7 条第 5 号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報を

不開示とすることを定めている。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、アからオまでに例示的に掲げられたものに限定されるものではなく、また、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書は、かんがい用水利権（東部灌排水利権）について、平成24年3月31日までとする許可期間の更新手続きに際し、県北振興局と佐々町間で行われた協議の記録簿であり、最終的な意思決定が行われたことを窺わせるような記述は見受けられない。また、実施機関の説明によると、未だ佐々川の水利権に関して佐々町と協議を行っている最中で、本来であれば10年更新のところ未だ1年ごとに更新されており、最終的な決定がまだ出されていない状況とのこ

とであった。

これらのことから、現段階においても最終的な意思決定が行われていないとする実施機関の説明が不合理とまではいい難く、当該情報を公にすることは、今後の佐々川の水利権に関する事務の適正な進行になお支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号について判断するまでもなく、同条例第6号の不開示情報に該当する。

- (2) しかしながら、1ページ「【要旨】」の10行目及び16行目から17行目までについては、本件協議において今後1年間の方針を示したもので、その後の経過を合わせ鑑みると、現時点では、当該情報を開示した場合に、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとは考え難いことから、当該情報については、同条例第5号及び第6号に該当するとは認められない。
- (3) したがって、前記(2)の部分については開示すべきであるが、実施機関がその余について不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見陳述等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

当審査会において、審査請求人は、開示請求した文書は、開示するかどうか難しい判断を要するものではなく、実際に全部開示された文書が22枚、部分開示された文書が3枚にすぎず、残りは不存在というのであるから、実施機関が条例第12条が最大認める通算60日まで期間延長したのは無用な引き伸ばしを図ったもので不当であると主張している。

当審査会において、実施機関に確認したところ、当時、本件開示請求以外にも多数の開示請求案件に対応しており、事務処理が滞っていたため期間を延長したとのことであった。

しかしながら、開示決定は可及的速やかに行うべきであり、実施機関においては、業務に著しい支障が生じない範囲で可能な限り迅速な決定に努めることが望まれるものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年7月3日	・実施機関から諮問書を受理
令和元年11月7日	・審査会（審査） *以降、諮問第102号事案と併合審査
令和元年11月26日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年1月21日	・審査会（審査）
令和2年2月19日	・審査会（審査請求人口頭意見陳述及び審査）
令和2年3月5日	・審査会（審査）
令和2年6月5日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年7月14日	・審査会（審査）
令和2年7月22日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
菅宜紀	学識経験者	
佐藤烈	長崎新聞社取締役総務局長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者